

議案第101号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年5月31日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中

「

大師公園	水泳プール
------	-------

」

を

「

大師公園	水泳プール 駐車場
------	--------------

」

に改め、同条第2項の表中

「

野球場照明施設	3月1日から 11月30日まで	午後6時30分 から午後8時	12月1日から 翌年の2月末	市長は、必要 に応じ左欄の
---------	--------------------	-------------------	-------------------	------------------

」

		30分まで	日までの日	供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。
サッカー場照明施設 テニスコート照明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分から 午後8時30分まで	12月29日から 翌年の1月4日までの日	
屋内野球練習場 相撲場		午前9時から 午後5時まで		

」

を

「

野球場照明施設	3月1日から 11月30日まで	午後6時30分から 午後8時30分まで	12月1日から 翌年の2月末日までの日	市長は、必要に応じ左欄の供用期間、供
---------	--------------------	------------------------	------------------------	--------------------

屋内野球練習場	4月1日から 10月31日まで  11月1日から 11月30日まで 3月1日から 3月31日まで 12月1日から 翌年の2月末 日まで	午前6時から 午後8時30分 まで  午前8時から 午後8時30分 まで  午前8時から 午後5時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	用時間及び休 場日を変更す ることができる。ただし、 第18条の2 第1項に規定 する指定管理 者が管理を行 う有料施設に あつては、当 該指定管理者 は、必要に応 じ、あらかじめ市長の承認 を得て、同欄 の供用期間、 供用時間及び 休場日を変更 することがで きる。
サッカー場照 明施設 テニスコート 照明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで		
相撲場		午前9時から 午後5時まで		

」

に、「生田緑地」を「大師公園及び生田緑地」に改める。

第8条第1項中「（野球場（富士見公園）の次に「、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園」を、「、多目的屋内施設多目的室」の次に「、野球場照明施設（大師公園に設けるものに限る。）、テニスコート（大師公園に設けるものに限る。）」を加え、同項の表中「富士見公園」の次に「、大師公園、小田公園、桜川公園、池上新田公園」を、「野球場照明施設」の次に「（大師公園に設けるものを除く。）」を加え、

「

テニスコート	1 面 1 回 (1時間以内)	750円		
--------	--------------------	------	--	--

」

を

「

テニスコート (大師公園に設けるものを除く。)	1 面 1 回 (1時間以内)	750円		
-------------------------	--------------------	------	--	--

」

に改める。

第8条の2第1項中「富士見公園」の次に「、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園」を、「多目的屋内施設多目的室」の次に「、野球場照明施設 (大師公園に設けるものに限る。)、テニスコート (大師公園に設けるものに限る。)」を加え、同条第3項の表中

「

野球場 (富士見公園に設けるものに限る。)	1 回 (2時間以内)	2,500円
-----------------------	-------------	--------

」

を

「

野球場 (富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。)	1 箇所 1 回 (2時間以内)	2,500円
--	---------------------	--------

」

に、

「

多目的屋内施設多目的室	同（同）	2,470円
-------------	------	--------

」

を

「

多目的屋内施設多目的室	同（同）	2,470円
野球場照明施設（大師公園に設けるものに限る。）	同（同）	6,000円
テニスコート（大師公園に設けるものに限る。）	1面 1回（同）	750円

」

に、「生田緑地」を「大師公園及び生田緑地」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第6条第2項の表の改正規定（「生田緑地」を「大師公園及び生田緑地」に改める部分を除く。）は、令和3年8月1日から施行する。

##### （経過措置）

- この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った利用の承認その他の行為で、この条例の施行の日において改正後の条例の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが改正後の条例第18条の2第1項に規定する指定管理者となるものは、同日以後においては、当該指定管理者の行った利用の承認その他の行為とみなす。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

大師公園の駐車場について有料で利用させる公園施設とすること、小田公園、桜川公園及び池上新田公園の野球場並びに大師公園の駐車場についてその管理を指定管理者に行わせること、これらの公園施設、大師公園の野球場等について利用料金制を導入すること等のため、この条例を制定するものである。